平成 29 年度「中国における技術標準と特許を巡る最新動向と日本企業の戦略」 作成に係る委託先の公募について

平成 29 年 12 月 20 日 日本機械輸出組合 通商・投資グループ

1. 本調査企画の目的

中国の「標準化法」が 1988 年に制定されて以来、現在までの約 30 年間で中国の標準化をとり巻く状況は様変わりしたことから、2017 年 11 月に全面的に改正された。最近では中国政府は、標準化制度を利用して、自国市場における中国国内産業を保護し、外国企業の中国市場への参入抑制しようとする動きもみられる。

また、近時、いわゆる「標準必須特許」が世界的に問題となっており、米国のアップル、 韓国のサムスン、中国の華為(ファーウェイ)等により世界各地で訴訟合戦が繰り広げられているが、中国においてもいくつもの訴訟が提起され判決が下されている。このようなことから、現時点での中国の標準及び特許に関する法令・判決・実務等の状況に照らして、 日本企業がどのような点に留意し、どのような対策をとればよいかといった検討の必要性が高まっている。

そこで、本企画では、中国における標準化の制度、標準化の運用状況、標準・特許・独 占禁止との相互関係について調査・分析した上で、日本企業のとるべき戦略について検討 し、解説書を日本語で作成し、日本企業の利用に供することとしたい。

また、参考資料編として、①「標準化法」(2017年改正)の日本語訳、②「標準化法実施 条例」の日本語訳等関係法令の日本語訳を付けることとする。

2. 調査研究内容

(1)委託内容

- ①中国の「標準」と「特許」をめぐる最新動向(中国の法令・判決・実務等の最新動向に関する情報)を日本語で作成し、当組合知的財産権問題専門委員会において報告を行い、同委員会の審議を受ける。
- ②調査研究結果を報告書に取り纏め、平成30年2月5日に日本機械輸出組合に提出する。

(2)主な調査項目

I. 解説編

- ①中国における標準化の制度
- ②中国における標準化の運用状況
- ③中国の国際標準化活動
- ④標準・特許・独占禁止との相互関係
- ⑤日本企業のとるべき戦略の検討

Ⅱ. 参考資料編

- ①「標準化法」(2017年改正)の日本語訳
- ②「標準化法実施条例」の日本語訳
- ③「国家標準の特許に係る管理規定(暫定施行)」の日本語訳
- ④ 「最高人民法院による特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)」の日本語訳
- ⑤「知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為の禁止に関する規定」の日本語訳

3. 審香基準

- 申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有していること。
- ・ 提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・ 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

4. 委託契約の条件

委託金額 : 上限 270 万円(消費税含む)

契約期間 : 契約締結日から平成30年2月5日まで

提出物 : 報告書1部、関係資料1部(基本的に電子データで提供)

5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- 日本国の弁護士資格を有し、知的財産権訴訟について豊富な経験を有すること
- 中国の標準化法はじめ特許法関連法規に精通するとともに、中国の知的財産訴訟について 豊富な経験を有すること
- ・ 中国語翻訳(日中翻訳)の組織体制を有し、中国語(原文)の標準化法はじめ関連法規等の 日本語に正確にかつ早急に仕上げ提出できること。
- ・ 申請者自身が中国語に堪能で、中国語でビジネスを行い、法令等の翻訳(日中翻訳)を自ら 行うことができること。
- 申請者自身が中国知的財産関係の書籍を多数発行した実績を有すること。
- 中国の駐在経験を有すること
- ・ 当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。 (調査レポートに係る著作権は日本機械輸出組合に帰属する等)

6. 公募期間

平成 29 年 12 月 20 日~12 月 25 日午前 10 時(期限内に必着のこと)

7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード(WORD 形式は<u>こちら</u>、PDF 形式は<u>こちら</u>)し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに E メール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等(HP に掲載されている場合は、同 HP の URL)

8. 審査結果

平成 29 年 12 月 25 日(予定) HP で公表するとともに、応募者全員に通知します。

9. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室

担当:通商・投資グループ 江川育美

Eメール: egawa@jmcti.or.jp

TEL:03-3431-9348 FAX:03-3436-6455

以上